

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年9月1日

横手市長 高橋 太



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備 考
集33	横手市増田町狙半内 字下爺山114-3	23-13-2	山林	(0.68) 0.68	2041年3月24日 まで	
	横手市増田町狙半内 字下爺山118	23-110-1	原野	(0.04) 0.04	2041年3月24日 まで	

※表中面積欄：上段（ ）は実測面積、下段は林地台帳面積

2 縦覧場所

横手市農林部農林整備課、横手市のホームページ

(<https://www.city.yokote.lg.jp>)

3 本公告により、横手市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上